

従業員（職員）や利用者等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応について

陽性となった従業員等と接触がある方のリストアップをお願いします。
対象者に対し、自宅待機や健康観察の協力を事業者側からお願いしてください。

① 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認の上、感染可能期間（発症日2日前から最終接触日まで）に接触のあった方について、次の状態と場面をどちらも満たす方をリストアップしてください。

◎陽性者の発症日： _____ 月 _____ 日

状態

陽性者と約1m以内の距離で、
必要な感染予防策なし(※)で
15分以上の接触があった状態
※マスクを正しく着用できていない状態



場面

会話 飲食 喫煙
車に同乗（送迎） 介助
換気の悪い室内で空間を共有
同じ寮内で生活(共有部分の利用等)

上記の状態、陽性者と接触する場面が1つでもあった方をリストアップする。

② リストアップされた方に自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から7日間、自宅待機とご自身での健康観察（セルフチェック）をするよう、事業者側からご本人にお願いしてください。
また、待機期間中は出勤させず、不要不急の外出を控えるようお願いください。
なお、保健所において、濃厚接触者に対するPCR検査は実施しません。

③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、
ご自身で医療機関の受診予約を行い、受診してください。
※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

④ 無症状の濃厚接触者は待機期間を短縮することができます。

無症状の濃厚接触者は、4日目、5日目に抗原定性検査（薬事承認を受けたキットに限る）で陰性が確認された場合は自宅待機を解除できます。（保健所へ連絡不要）
5日目に解除となった後も7日間が経過するまでは、検温などで健康状態を確認するとともに、リスクの高い場所の利用・会食等を避けるほか、マスクの着用などの感染対策をお願いします。